

金融機関もその事情を知っているものが多い。

しかし、これまでには、預金者は管理業者で

あるとされて来た（東京地判 平八・五・一）。

○ 判時一五九六一七〇、東京地判 平一〇・

一・二三 金商一〇五三一三七）。

本件判決は、諸般の事情を幅広く勘案して、

管理組合が預金者であるとしたものである。

その実務に与える影響は、大きいであろう。

最近の判例から

(19)

営業保証金の国債供託と償還請求権の消滅時効

（大阪地裁堺支判 平九・六・二六 判例集未登載） 小松 章剛

営業保証金を国債で供託し、償還期限到来を、営業保証金として、法務局に供託した。後一〇年を経過した場合、消滅時効が完成し、供託者は償還請求をすることができないときされた事例（大阪地裁堺支部 平成九年六月二六日 判決 確定 判例集未登載）。

同国債は、平成七年一一月二〇日及び同年九月二〇日、償還期限後一〇年を経過したが、Xは、同期日までに償還手続きをとらなかつた。

Xは、平成八年、国(Y)に対し、国債の償還金の支払いを求めた。

Yは、消滅時効の抗弁をした。

業者Xは、昭和五五年一二月、国債五〇万円（昭和五五年一一月二〇日発行、償還期限昭和六〇年一一月二〇日）を、また、昭和五六年二月、国債二五〇万円（昭和五五年九月二〇日発行、償還期限昭和六〇年九月二〇日）

一 判決の要旨

Xは、消滅時効の援用は信義則に反すると主張した。

二 まとめ

営業保証金の供託は、国債で行われることが多いが、国債は、国債ニ関スル法律九条一項により、元本の消滅時効は一〇年とされ、会計法三一条一項により、時効の援用を要し

これに対して、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 本件国債は、券面上償還期限到来後一〇年で時効が完成することが明記されており、国債の発行に際し大蔵省告示で償還期限が明らかにされており、また、Xの保管していた供託書正本にも償還期限を明記されている。

(2) 従つて、Xは、償還期限を知つており、また、消滅時効の完成時期も、完成前に知つていたか、容易に知り得たから、Yの消滅時効の援用が信義則に反するとはいえない。

(3) よつて、Xの請求は、失当であるから、棄却する。

ないこととされている。

従つて、償還請求のない場合、償還期限到来後一〇年で国に帰属することになるが、このことは券面に記載され、償還期限は供託書に記載されている。

過去、国債の償還請求について、時効消滅しているとされた判決として、東京地判昭五五・三・二五（判時九七四一—〇二）等がある。

本件は、供託された場合であるが、自ら国債を保管する場合と同様である。債権の管理は、権利者自らが行うべきで、償還期限到来の告知がなかつたという抗弁は通用しない。

営業保証金の国債供託の償還をめぐつて争われたのは、他に例を見ないが、本件判決がいふように、償還期限到来後一〇年を経過すれば、国に帰属する。よく気を付ける必要があろう。

なお、本件判決は、消滅時効の援用が信義則に反しないとしたが、会計法三一条一項は時効の援用を要しないと規定している。したがつて、本件は、消滅時効の援用の問題ではなく、消滅時効が完成したことでもってXの請求には理由がないとして棄却すべき事案であり、判決理由には疑問が残る。

（調査研究部長）

最近の判例から (20)

書類送検に関する新聞記事と名誉毀損

（仙台高判 平一〇・六・二六 判時一六七二一七三） 小松 章剛

民事訴訟に関連して詐欺・業法違反の容疑で告訴、書類送検された業者が、新聞報道により名誉を毀損されたとして損害賠償を求めた事案において、同報道は容疑濃厚的印象を与えるところ、取材を尽しておらず、新聞社に不法行為責任があるとして、六〇万円の支払いを命じた事例（仙台高裁 平成一〇年六月二六日 判決 確定 判例時報一六七二号 七三頁）。

に多額の担保が設定されているのにこれを告知せず、三〇〇万円を騙取した疑いでXを書類送検したとの記事を、掲載した。

しかし、Xはその後重要事項不告知及び詐欺については嫌疑不十分で、手付貸与については起訴猶予で不起訴処分となり、また、Aの提訴した民事訴訟でも、平成八年五月勝訴した。

Xは、平成九年、Yに対し、損害賠償を求めた。

第一審（仙台地裁石巻支判平九・七・二二判時一六七二一七七）は、①本件記事は匿名院を売り渡し、手付金を受領したが、同契約は、Aの代金不払いにより、解除となつた。しかし、Aは、平成五年二月Xを詐欺及び宅地建物取引業法違反の容疑で告訴し、Xは、書類送検された。

Y新聞社は、同年一〇月二〇日、本件病院

あるとの印象を与え、Xの社会的評価を低下